

豊後大野市民病院 医療用ガス等購入 仕様書

この仕様書は、豊後大野市民病院が発注する医療用ガス等を購入するための単価を決定し契約を行うもので、納入する者が行う業務の概要を示すものである。

1. 目的

病院内の医療用液化酸素及び医療ガスの購入単価を決定し、安全で安定した医療用液化酸素及び医療ガス等を需要に基づき供給をすることで病院業務の特性に適した設備の運転を行うことにより、病院業務の円滑な運営に寄与する。

2. 契約名

令和6年度 豊後大野市民病院 医療ガス等購入（単価契約）

3. 納入場所

豊後大野市緒方町馬場 276 番地 豊後大野市民病院

4. 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5. 物品の規格等

<医療用液化酸素>

(1) 規格

日本薬局方医薬品医療用液化酸素 純度 99.5%

(2) 納入方法

- 1.車による搬送の上、豊後大野市民病院内液化酸素タンクへ納入すること。
- 2.期限を厳守することともに、納入にあたっては事故等が生じないよう十分注意すること。
- 3.緊急時や災害時を含め、年間を通して迅速に供給対応すること
- 4.震災等の大規模災害時には、既設の液化酸素供給設備が機能しない場合は、予備酸素及びボンベで安定供給を行うこととし、別紙「災害時における医療ガス等供給に関する協定書（案）」を締結するものとする。
- 5.納入時の受け渡しは、病院職員立会いのもと行うこととし、納入の都度、納品書を提出すること。
- 6.充填量の確認は、充填前と充填後にタンクローリーの計量を行い、計量表を請求書に添付すること。

(3) 納入時期

- 1.指定する日の営業時間内に納入すること。該当日が休日の場合も同様とすること。
- 2.1のほか病院から指示があれば、その都度指定日時に納入すること

(4) その他

- 1.高圧ガス保安法及び医薬品医療機器関係の法令を遵守し、安全確認を行うこと。
- 2.液化酸素の注入時、ガス漏れがないか常時点検し、周囲に火気及び引火性、発火性物等のないことを確

認すること。

3. 注入時は充填中等の警戒標を掲げ、車両には車止めをすること。
4. 納入する液化酸素は供給証明書を提出したメーカーに限ること。
5. 貯留タンクの点検及びタンク周りの点検とメーターによる残量確認の上、充填日を施設係員と打ち合わせすること。
6. 製造販売業者が発行する「液体酸素供給証明書」及び「代理店証明書」を提出すること。

<医療用ガス>

(1) 規格

医療用酸素ガス（気体酸素）：日本薬局方医薬品医療用気体酸素 純度 99.5%以上とする。
医療用液化酸素以外の医療ボンベ

(2) 納入方法

1. 納入は原則として病院の所有する容器に医療ガスを充填し納入すること。
2. 病院職員の指示により、病院業務に支障が無いようにすること。
3. 病院所有容器で不足した場合においては、契約業者の所有容器を使用すること。

(3) 納入場所

豊後大野市民病院内の指定場所

(4) 納入時期

装置の異常、緊急納入の要請等、病院からの指示により迅速に対応すること。

(5) その他

1. ボンベ交換等は、病院職員の立会いのもと行うものとし、確認と検印を得ること。
2. 納入業者所有のボンベは、高圧ガス保安法に基づく点検済みのボンベを使用し、当該ボンベの法定点検報告書を提出すること。
3. 高圧ガス保安法及び医薬品医療機器等の関係法令を遵守し、事故のないように十分注意すること。
4. 関係機器の取扱や手順に注意し、安全操作を厳守し、機器の取扱について適切な指導を受けたものを派遣すること。
5. 納入の都度、直ちに納品書を提出すること
6. 病院所有のボンベが高圧ガス保安法に基づく点検を実施していないことがわかった場合は速やかに病院職員へ報告すること。ただし、点検期間中は納入業者所有のボンベを貸し出すこと。

6. 年間想定使用量（令和6年度見込）

商品名	内容	単位	想定使用量	備考
①液化酸素	充填（補給）	m ³	23,000 m ³	
②酸素小型ボンベ	充填・貸出	500 ℓ / 本	1,150 本	
③酸素小型ボンベ	充填・貸出	1,500 ℓ / 本	1 本	
④酸素大型ボンベ	充填・貸出	7,000 ℓ / 本	1 本	
⑤液体窒素	充填（補給）	1 ℓ	100 ℓ	

⑥窒素大型ボンベ	充填・貸出	7,000 ℓ /本	1 本	
⑦笑気大型ボンベ	充填・貸出	30 kg/本	6 本	
⑧炭酸ガスボンベ	充填・貸出	30 kg/本	1 本	
⑨医療用炭酸ガス	充填・貸出	2.2 kg/本	90 本	

※年間想定使用量については発注件数を保証するものではない

7. 契約方法

- (1) 品目毎の 1 単位あたりの単価契約とする
- (2) 入札に当たっては、発注者が提示する 1 年間の想定使用量を基に算出した 1 年間の総費用額で見積もりすることとし、その最低額で見積もりした業者と総費用額算出の根拠となった品目ごとの単価で契約するものとする。

8. 事故発生時の対応

- (1) 受注者は、受注業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合に合っては、当該処理をした後、遅延なく委託者にその処理経過及び結果を報告しなければならない。
- (2) 受注者は、事故等の処理後、報告書を作成し発注者に提出しなければならない。

9. 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする
- (2) 納入物品の取り扱いに十分注意すること
- (3) 病院業務等に使用を及ぼさないこと。また業務に支障のおそれがある時は事前に発注者へ連絡すること
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (5) 異常を発見した場合、もしくは予測された場合は、直ちに報告し発注者の指示を受けること。
- (6) 受注者は、実績と年間予定数量数との間に増減があっても、発注者に医事を申し立てることができないものとする。

10. 受注者の責務

- (1) 受注者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受注者は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受注者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接に当たっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 受注者は、従事者に対して業務上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙であるため、従事者もこれに従うこと

11. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が都度協議の上、決定するものとする。